

法制審議会刑事法(マネー・ローンダリング罪の法定刑関係) 部会第1回会議配布資料	5
---	---

## 統計資料

# 組織的犯罪処罰法上のマネー・ローンダリング罪の科刑状況（平成30年～令和2年）

- (注) 1 最高裁判所事務総局の資料及び法務省刑事局による調査結果に基づき、法務省刑事局において作成したもので、表中の「区分」欄の「同条の罪が最も重い」は最高裁判所事務総局の資料、「同条の罪のみ」は法務省刑事局の調査結果による。調査方法は以下のとおり。
- ① いずれも、通常第一審終局事件の有罪人員につき、判決日を基準に実人員を計上。
  - ② 最高裁判所は、組織的犯罪処罰法第9条から第11条までの罪を最も重いものとした判決を計上。
  - ③ 法務省は、組織的犯罪処罰法第9条から第11条までの罪のみで有罪とした判決を計上。
- 2 表中の「有罪人員総数」は、平成30年から令和2年までの各条違反を含む有罪判決人員の総数であり、第10条及び第11条が併合罪関係にある場合、法定刑の重い第10条に計上（法務省刑事局の調査結果による）。
- 3 既遂・未遂、予備の区別はない。
- 4 懲役について、刑の執行猶予が言い渡されなかった人員は以下の計8人。
- ① 第10条関係：4人（2年以上3年未満：1人、1年以上2年未満：3人）
  - ② 第11条関係：4人（2年以上3年未満：1人、1年以上2年未満：2人、6月以上1年未満：1人）
- 罰金について、刑の執行猶予が付された人員はない。

組織的犯罪処罰法上のマネー・ローンダリング罪の科刑状況  
(平成30年～令和2年)

○第9条関係 (不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為)

有罪人員総数：1人

年次	区分	懲役【5年以下】								罰金【1,000万円以下】		
		総数 (人)	6月 未満	6月 以上	1年 以上	2年 以上	3年	5年 以下	5年 を超える	20万円 未満	20万円 以上	50万円 以上
平成 30年	同条の罪が 最も重い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	同条の罪のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 元年	同条の罪が 最も重い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	同条の罪のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和 2年	同条の罪が 最も重い	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	同条の罪のみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○第10条関係 (犯罪収益等隠匿)

有罪人員総数：295人

年次	区分	懲役【5年以下】								罰金【300万円以下】		
		総数 (人)	6月 未満	6月 以上	1年 以上	2年 以上	3年	5年 以下	5年 を超える	20万円 未満	20万円 以上	50万円 以上
平成 30年	同条の罪が 最も重い	15	0	1	6	7	0	1	0	0	0	0
	同条の罪のみ	5	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0
令和 元年	同条の罪が 最も重い	23	0	1	15	3	3	0	0	0	0	1
	同条の罪のみ	5	0	1	2	1	0	0	0	0	0	1
令和 2年	同条の罪が 最も重い	13	0	0	9	2	1	0	0	0	0	1
	同条の罪のみ	5	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0

○第11条関係 (犯罪収益等收受)

有罪人員総数：54人

年次	区分	懲役【3年以下】								罰金【100万円以下】		
		総数 (人)	6月 未満	6月 以上	1年 以上	2年 以上	3年	5年 以下	5年 を超える	20万円 未満	20万円 以上	50万円 以上
平成 30年	同条の罪が 最も重い	10	0	0	6	2	0	0	0	0	1	1
	同条の罪のみ	7	0	0	4	2	0	0	—	0	1	0
令和 元年	同条の罪が 最も重い	10	0	0	4	6	0	0	0	0	0	0
	同条の罪のみ	7	0	0	3	4	0	0	—	0	0	0
令和 2年	同条の罪が 最も重い	8	0	1	4	1	0	0	0	0	2	0
	同条の罪のみ	6	0	0	4	0	0	0	—	0	2	0